

## 多摩病院における医療事故に係る損害賠償請求訴訟について

他院にて右大腿骨骨幹部骨折整復術を受けた患者が、転倒により再骨折し多摩病院に入院となり、大腿髓内釘手術等を行ったところ、術中の大量出血による無脈性心室頻拍となり、脳に重大な損傷が生じた事案について、訴訟が提起されたもの

### 1 医療事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成24年9月5日

(2) 患者氏名等

\*\*\*\*\* (\*\*\*\*\* ) 男性 18歳 (事故当時)

(3) 診療科

整形外科

(4) 事故の経緯等

平成24年7月3日 交通事故により右大腿骨骨折・左膝剥離骨折

静岡市立清水病院にて右大腿骨骨幹部骨折整復術を実施

9月1日 帰省中、松葉杖歩行の際に雨天のため滑って転倒し、内固定プレートが破損し、再度骨折したため、多摩病院に緊急入院

5日 多摩病院にて手術 (大腿髓内釘手術、大腿抜釘)

手術中出血が多かったため、出血源を確認し、修復を実施。その後、血圧が測定不能となり、無脈性心室頻拍となったため、電氣的除細動を実施

手術終了後、ICUでの管理となったが、聖マリアンナ医科大学病院救命センターに緊急搬送となった。

## 2 訴訟の概要

(1) 事件番号

横浜地方裁判所 平成26年(ワ)第3881号

(2) 原告

\*\*\*\*\* 他5人(実母、姉、妹、祖父、祖母)

(3) 被告

執刀医(整形外科医)、麻酔科医、聖マリアンナ医科大学、川崎市

(4) 請求額合計(訴状による)

4億7068万1957円

(内訳)\*\*\*\*\* 4億5205万6647円

その他の原告 1862万5310円

(5) 原告側の主張(要旨)

被告それぞれに次の責任等がある。

- ・ 執刀医について、「手技上の注意義務違反」「止血・輸血施行義務違反」による損害賠償責任
- ・ 麻酔科医について、「止血・輸血施行義務違反」による損害賠償責任
- ・ 聖マリアンナ医科大学について、「危機的大量出血に対する対応措置構築義務違反」「医師に係る使用者責任」による損害賠償責任
- ・ 川崎市について、「国家賠償法」による損害賠償責任

(6) 訴えの提起日

平成26年9月24日

(7) 第1回口頭弁論期日

平成26年11月5日